大和市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年９月２９日

大和市長　古谷田　　力

大和市規則第４８号

大和市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大和市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和４３年大和市規則第１５号）の一部を次のように改正する。

第７条の４中「３１５，０００円」を「３３０，０００円」に改める。

別表第２中「第２７条」を「第２８条」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の大和市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（次項において「新規則」という。）第７条の４の規定は、令和８年４月１日以後に支給すべき事由が生じた大和市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和４２年大和市条例第２７号）第６条第７号に掲げる葬祭補償（以下「葬祭補償」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた葬祭補償については、なお従前の例による。

３　令和８年４月１日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であって、改正前の大和市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）第７条の４の規定による金額により支給されたもの又は旧規則附則第２項の規定による金額により支給されたもの（その額が６６０，０００円未満であるものに限る。）の支払は、新規則第７条の４の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。